Press Release

一般社団法人 山梨県タクシー協会 http://www.taxi-yamanashi.org

報道関係者各位

平成27年3月24日

第2回「甲府交通圏タクシー準特定地域協議会」の開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正 化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第83号。以 下「改正特措法」)」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定 を受けました特定地域におきましては、改正特措法に基づく準特定地域に指定され、引き 続き当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け積極的に取り組んでいる ところであります。

つきましては、改正特措法が施行され1年が経過したことから、この1年間の取り組み 状況等についてフォローアップを行うため、第2回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 を下記の通り開催いたしますのでお知らせします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の15日前(4月9日・木曜日)までに下記のお問い合わせ先へお申し出ください。

記

- · 日 時 平成27年4月23日(木)14:00~
- ・場 所 山梨県自動車総合会館 2 階会議室 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7 055-262-1212

【問い合わせ先】

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局 一般社団法人山梨県タクシー協会 志村

055-262-1212